

『寝かせきり老人』のいない街、 『ハンディを負った人を尊重する』 ノーマライゼイション社会を創りたい

「寝たきり老人」のいない国、「お年寄りをどう遇するかにその社会の品位が現れる」と介護の質も量も充実している社会を目指してがんばってきたはず…でも現実は。

“体の不自由な人が誇り高く暮らせる社会は、年をとって身の回りのことが出来なくなっても誇り高く生きられる社会です。知的あるいは精神的ハンディを負った人が尊重される社会はボケが始まても尊重される社会です。「ハンディを負った人を尊重する社会を創る」という基礎をマスターした社会にとって「不安なき高齢社会を創る」ことは応用問題です。(大熊由紀子)”と、在宅介護の有り様、施設から地域へとノーマライゼイション社会を目指す障がい者支援の有り様が模索されて 20 年以上たっています。十分に実現されていない状況がコロナ禍であぶれだされました。

“ハンディをもつ人をまるごと受け入れてノーマルな生活条件を提供する、つまり普通の家庭のように生活できるノーマライゼイション社会(デンマークのバンク・ミケルセン氏)”を創っていきたいです。



鎌ヶ谷市の「第 4 期地域福祉計画」「第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第 3 期障がい者計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」案について、パブコメも行われたので以上の観点から見てみようと思います。

第 4 期鎌ヶ谷市地域福祉計画(案)は“高齢者保健”“障害者(児)福祉”“子ども子育て支援”的各計画の上位計画として位置づけられ、鎌ヶ谷市の今後の福祉の基本的な考え方方が提示されています。

計画案では「地域で支えあう」「相談・情報・支援が得られる仕組み」「安全で安心して暮らせる仕組み」の基本目標を実現する方法として“自助・共助・公助”的連携が最初に記載されています。

“《自助》:地域福祉…市域全体で対応していくことも重要ですが、それぞれ…地域住民一人ひとりが地域の福祉課題や生活課題を支えあいや助けあいの力で解決を図ることが重要です。”

“《共助》:又、個人や家庭の力では解決できない課題を地域・福祉関係団体・事業者などが連携し地域の見守り活動などで対応していくことが重要。”

“《公助》:個人や地域で解決できない課題に対しては行政や公的機関等の各種サービスを活用し課題の解決を”と菅政権が強力に推し進める“自助・互助”中心の福祉の基本姿勢が示されています。果たしてこのような方向でいいのでしょうか?

「官から民へ」といって“公”が担うべき責任・事業が捨て去られ、社会保障が“資本の論理の市場”の中へと投げだされてしまっています。自己責任論・規制緩和の新自由主義の福祉政策そのもので、これでは安心して暮らせる仕組みは作れません。

“公”の役割として一人ひとりに寄り添う「寝たきり老人」のいない社会、施設から地域への障碍者の自主的な普通の生活を作っていく必要があります。そのビジョンが必要ですがこの根本的考え方がないようです(残念)。

それ故、「高齢者保健計画・介護保険事業計画案」では、

“在宅介護”的一義的担い手が“同居人・子ども”となり、公的介護事業で一人暮らしの高齢者を「寝たきり老人」とさせない介護の方法・方向性が追求されていません。

市の考えは“在宅介護は同居家族がやるもので“公”はそれを支援するもの”だと思われます。菅政権の”自助・共助・公助”そのものが反映されているようです。

鎌ヶ谷市の職員が現場の中で最大の努力をしている様子は見て取れます、…でも計画案の中で「介護人材の不足」が重大の課題と指摘されているのに、目標とする介護人材の数は定めていないし、現状の人材の数も把握していない。

又、「地域包括ケアシステム」で重要な役割をはたす“訪問診療のできる医療機関”が鎌ヶ谷市内にどのくらいあるのか?は、「把握できていません」というだけ。

現状への数値としての把握がなく将来への数値目標すら出せないのは、どのような福祉を作っていくのかという福祉ビジョンを持っていないからでしょう。(清水市長はどう考えているのだろうか?)

地域包括ケアシステムが高齢者支援サイトから、障がい者支援サイトから別々に語られるだけで、“高齢者・障がい者・子ども 11 万人鎌ヶ谷市民一人一人に寄り添うシステム=街づくり”として描かれていないのは残念です。

「障がい者(児)福祉計画」案では、

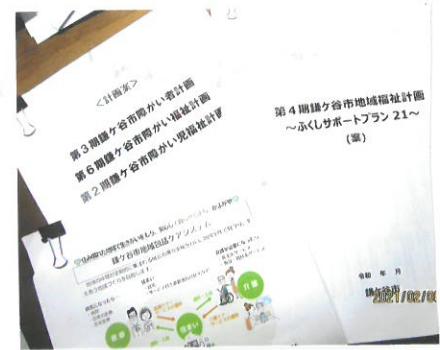
2019 年現在“身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳”的所持者は 4939 人。“障がいのある人も、ない人もお互いを尊重し支えあう共生のまち”を基本理念として計画案が作られています。

「施設から地域生活へ」の移行の目標は“2023 年度末までに入所者 49 人中 3 人を移行”と国の目標基準(入所者の 6%)をそのまま適用しているだけ。3 人しか移行を受け入れられない体制なのだろうか?受け皿はどうなっているのか?

障碍者への理解促進策は「啓発リーフレット」「交流」が提案されてますが、インクルーシブ教育をはじめとするインクルーシブ社会への具体的施策によって差別意識をなくしていくなければならないのでは?分離していくには“合理的配慮”も育ってきません。

高齢者への、障がいを負っている人への対応は、普通の生活の場で普通に暮らしていくように合理的配慮をすることなのではないでしょうか。

1 人も取り残さず、誰もが幸せに暮らしていく“福祉の街鎌ヶ谷”を作っていくましょう。「分かち合いの経済と社会」で創っていくのです。



『民主主義と自治そして平和主義』ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告 HP に掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。